

懲戒処分について

北海道教育委員会
令和6年(2024年)10月10日付
担当 総務政策局 総務課 職員公務管理係 内線35-208

番号	被処分者	処分内容	事案の概要
1	石狩管内 高等学校 教諭 (男性・58歳)	減給2か月 〔給料の10分の1〕	令和5年3月から4月に実施された校内の会議において、令和5年度に入学する障がいを持つ生徒について、医師からの診断がない疾病を有すると誤認されるような資料を作成し、職員に配付して、情報を共有したほか、当該生徒についての引継ぎを中学校から受けた際に作成した引継ぎ内容を記載したメモを廃棄した。 また、令和5年6月に、保護者からの協力が必要な検査であるにもかかわらず、当該生徒の保護者から承諾及び協力が得られない中で発達検査を行い、職員会議の場において、有用性が疑わしい情報を共有した。 このほか、令和5年度中に、職員会議等の場において、当該生徒やその保護者に関する、不適切な発言を行った。 (管理監督者：文書訓告1名)
2	石狩管内 中学校 教諭 (男性・39歳)	懲戒免職	令和6年2月3日(土)、恵庭市内で自家用車を運転中、運転操作を誤り、対向車線の雪山に乗り上げ、通報により駆けつけた警察官による呼気検査の結果、基準値(0.15mg/l)を上回るアルコールが検出されたため、酒気帯び運転で検挙された。 また、上記のほか、過去に複数回の飲酒運転を行った。
3	石狩管内 中学校 校長 (男性・54歳)	減給2か月 〔給料の10分の1〕	過去に行った飲酒運転を把握したにもかかわらず、教育委員会への報告を怠った。
4	留萌管内 中学校 教諭 (男性・56歳)	減給2か月 〔給料の10分の1〕	令和5年9月、自身のスマートフォンから、自校生徒のスマートフォンに不適切な画像を送信し、生徒に嫌悪感や不安感を与えた。
5	空知管内 高等学校 教頭 (男性・52歳)	減給1か月 〔給料の10分の1〕	令和6年8月2日(金)、自家用車を運転中、指定速度時速40キロメートルのところを時速73キロメートルで走行し、指定速度違反をした。
6	旭川市 中学校 教諭 (男性・49歳)	減給1か月 〔給料の10分の1〕	令和6年6月15日(土)、自家用車を運転中、法定速度時速60キロメートルのところを時速103キロメートルで走行し、法定速度違反をした。
7	後志管内 小学校 教諭 (男性・52歳)	減給3か月 〔給料の10分の1〕	令和6年3月2日(土)11時1分頃、自家用車を運転中、信号機のある交差点を直進するに当たり、赤信号を看過したまま時速約40キロメートルで進行したところ、右方道路から進行してきた車両を認識し、急制動及び左転把して同交差点に進入し、同車との衝突を回避したが、左方道路から進行してきた大型車両右側面後部に自車右前部を衝突させ、その衝撃により自車を前方に逸走させ、前記大型車両の後方を進行してきた車両前部に自車左前部を衝突させ、当該車両の運転手に加療約17日を要する頸椎捻挫等の傷害を負わせた。